

○奈良県地域防災計画検討委員会規則

平成二十四年十二月二十八日

奈良県規則第二十九号

奈良県地域防災計画検討委員会規則をここに公布する。

奈良県地域防災計画検討委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、奈良県地域防災計画検討委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 委員会は、委員六人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第三条 委員の任期は委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第四条 委員会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、座長が招集する。

(部会)

第六条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員のうちから座長が指名する。

3 座長は、前項の委員のほか、必要に応じて学識経験を有する者を部会の委員に加えることができる。

4 部会に部会長を置き、座長が指名する委員をもって充てる。

5 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を委員会に報告する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(委員以外の者の出席)

第七条 座長又は部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、総務部知事公室防災統括室において処理する。

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、座長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。